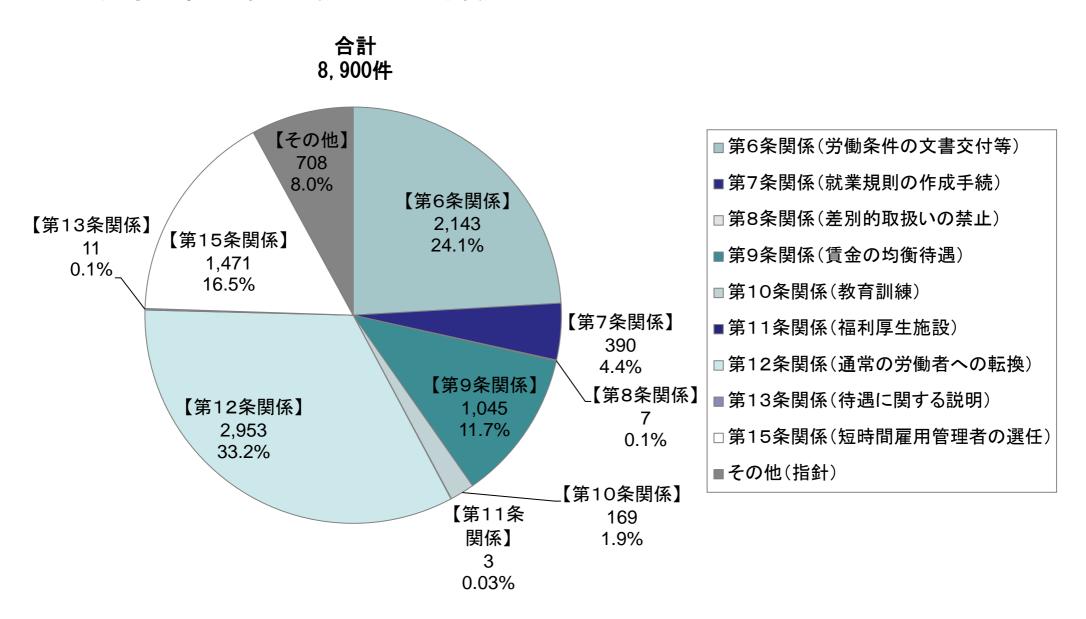
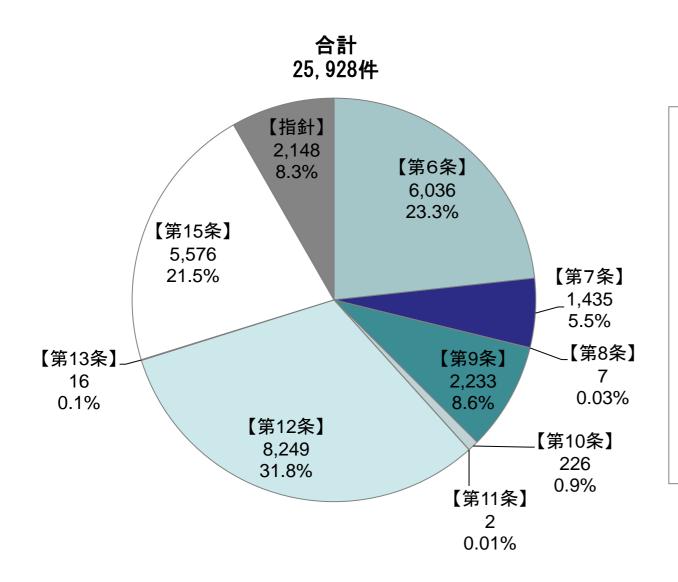
是正指導(助言)内容の内訳(平成20年度)

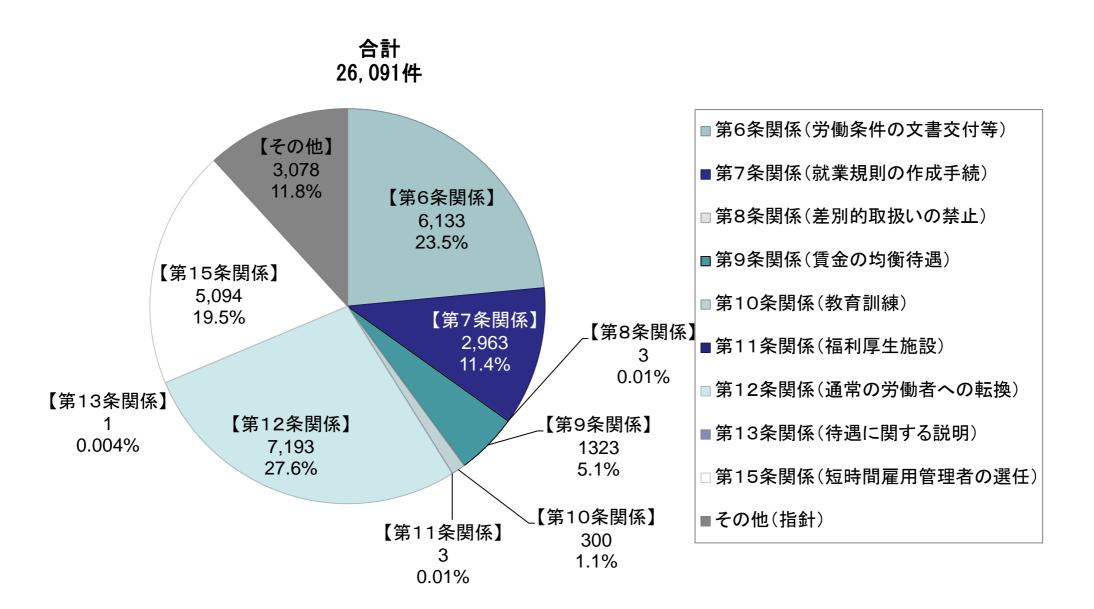


是正指導(助言)内容の内訳(平成21年度)



- ■第6条関係(労働条件の文書交付等)
- ■第7条関係(就業規則の作成手続)
- □第8条関係(差別的取扱いの禁止)
- ■第9条関係(賃金の均衡待遇)
- ■第10条関係(教育訓練)
- ■第11条関係(福利厚生施設)
- ■第12条関係(通常の労働者への転換)
- ■第13条関係(待遇に関する説明)
- □第15条関係(短時間雇用管理者の選任)
- ■その他(指針)

是正指導(助言)内容の内訳(平成22年度)



50 パートタイム労働法の施行状況

紛争解決援助

都道府県労働局長による紛争解決の援助

(i)申立受理件数の推移

(件)

20年度	21年度	22年度
5	3	6

(ii)申立受理件数の内訳(平成20~22年度)

(件)

事 項	件数
第6条関係(労働条件の文書交付等)	2
第8条関係(差別的取扱いの禁止)	6
第12条関係(通常の労働者への転換)	3
第13条関係(待遇に関する説明)	3
合 計	1 4

②調停

(i)申請受理件数の推移

(件)

20年度	21年度	22年度
3	0	0

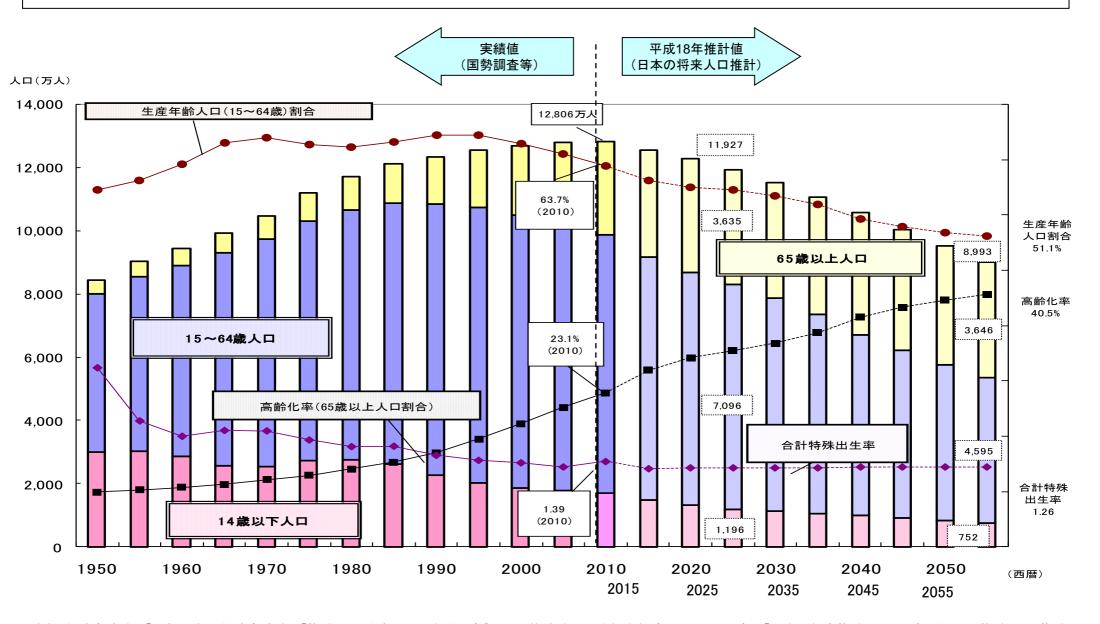
(ii)申請受理件数の内訳(平成20~22年度)

(件)

事項	件数
第8条関係(差別的取扱いの禁止)	3
合 計	3

51 日本の人口推移

○ 日本の人口は近年横ばいであり、人口減少局面を迎えている。2055年には9000万人を割り込み、 高齢化率は40%を超えると推計されている。



資料:総務省統計局「国勢調査」、総務省統計局「推計人口(年報)」、厚生労働省「人口動態統計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)中位推計」

現状

2009年就業率 56.9% (15歳以上)

年齢別の就業率が、現在のまま 推移した場合

2020年就業率 53.4% (15歳以上)

※国立社会保障・人口問題研究所による性別・年齢別の将来 推計人口(2020年)に、2009年の各層の就業率を乗じ、2020 年の就業者数を試算。試算した就業者数の合計を2020年の 15歳以上人口で割ることにより、2020年の就業率を算出。

<設定されている新成長戦略の目標>

- 2020年度までの平均で、<u>名目3%、実質2%</u>を上回る成長を目指す。
- 〇「新成長戦略」を通じた雇用創造等により、<u>完全失業率はできる限り</u> 早期に3%台への低下を目指す。



現在の就業率56.9%(15歳以上)を維持することを目標とする

就業率の2020年目標

「新成長戦略」に盛込まれた各施策を実施し、2020年就業率 80% (20~64歳) の達成を目標とする

若者(20~34歳男女)

77% (2009年:73.6%)

く考え方>

- ①フリーター約半減を目標とし、フリーターのうち非就業フリーター(失業者+非労働力人口の一部)の約半数が就業するとする。
- ②失業率の低下(2009年5.8 ~9.0%→2020年4.1~7.0%) により就業者が増加。

女性(25~44歳女性)

73% (2009年:66.0%)

く考え方>

- ①非労働力人口のうち、「家事・育児」や「勤務時間」を理由として就業していない女性と「知識・能力」面で不安を持つ女性の就業希望を実現することにより就業者数が増加。
- ②失業率の低下(2009年4.6 ~6.3%→2020年3.2~5.1%) により就業者が増加。

高齢者(60~64歳男女)

63% (2009年:57.0%)

- く考え方>
- ・2000年から施行されている 65

歳までの段階的な高年齢者 雇用確保措置の努力義務

・2013年度からの公的年金支 給開始年齢(報酬比例部分) の65歳への引上げ

などの効果により、就業率上 昇トレンドが2020年まで継続 することを目標とする。

その他の年齢層

く考え方>

2020年の就業率(15歳以上)が、2009年の就業率(15歳以上)と同じ56.9%となるために必要な全体の目標就業者数(6,232万人)に達するよう、性別・年齢別の各層の現在の失業者及び非労働力人口中の就業希望者の多寡に応じ、就業者数を配分。